

事務総局会議（第29回）議事録

日時	令和5年10月3日（火）午前10時15分～午前10時25分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官、松川経理局総務課長
議事	高等裁判所長官事務打合せの開催について 小野寺総務局長説明（資料）
結果	◎了承
秘書課長　板津正道	

事務総局会議資料
(10月3日開催)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
2 期日 令和5年11月20日(月)、21日(火)及び22日(水)
3 場所 最高裁判所
4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
 (2) 人事について
5 出席者 高等裁判所長官 8人
 随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

日 (曜日)	時間	13:00 ～ 14:00	14:00 ～ 17:00
20日 (月)		個別協議	最高裁長官挨拶 全体協議
日 (曜日)	時間	10:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00
21日 (火)	個別協議		個別協議
日 (曜日)	時間	13:00 ～ 16:00	
22日 (水)		個別協議	

事務総局会議（第30回）議事録

日時	令和5年10月10日（火）午後2時00分～午後2時10分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	令和5年秋の勲章受章者の内定について 徳岡人事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長　板津正道	

事務総局会議資料
(10月10日開催)

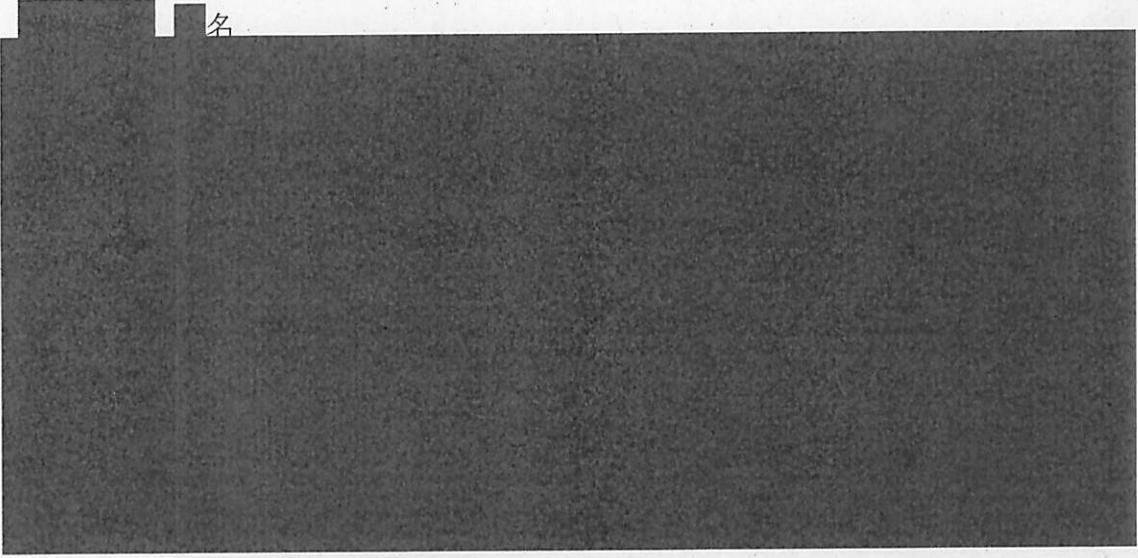
令和5年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和5年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

名



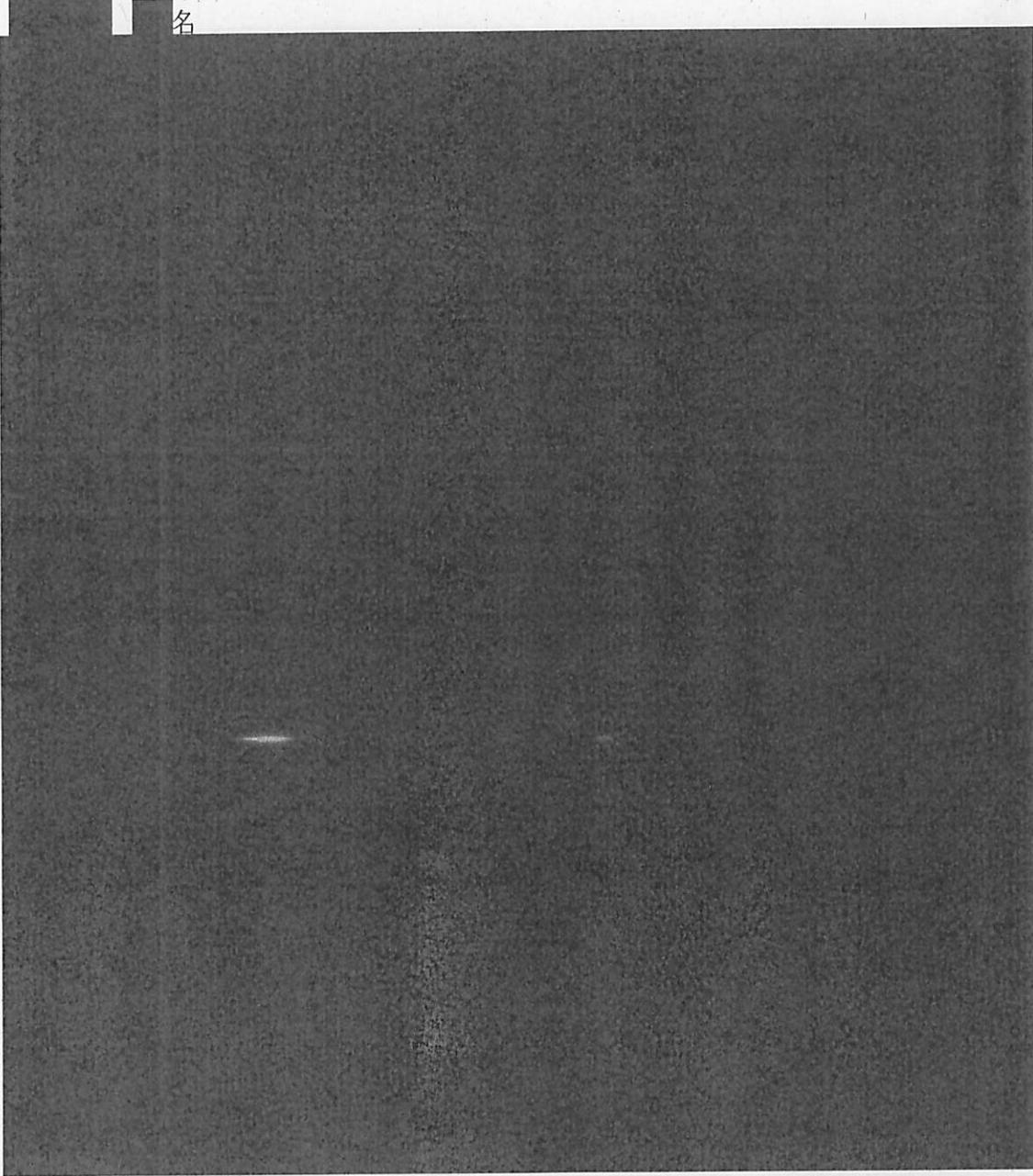
令和5年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和5年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

名



令和5年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

総計  名

事務総局会議（第31回）議事録

日時	令和5年10月17日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、高田人事局任用課長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 令和5年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和5年度高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 了承 1、2
秘書課長 板津正道	

令和5年度外国出張計画

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1 裁判官知的財産権関係在外研究（約6か月）【行政局】 | 合計1人 |
| ドイツ | 裁判官1人 |
| 2 裁判官短期在外研究（約1か月） | 合計2人 |
| 米国又はシンガポール | 裁判官2人 |
| 3 一般職外国司法事情研究（約2週間） | 合計8人 |
| 米国又はカナダ | 一般職8人 |

(令和5. 10. 17 総三)

高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について

- 1 主 催 最高裁判所
2 期 日 令和5年11月9日(木)
3 開催場所 最高裁判所中会議室
4 協議事項 (1)デジタル化後の書記官事務の検討状況と首席書記官が果たすべき役割等について
 (2)首席書記官の中核的事務について
5 出 席 者 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官

合計16人

事務総局会議（第32回）議事録

日時	令和5年10月24日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 新裁判官の配置について 小野寺総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則について 馬渡家庭局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2
秘書課長　板津正道	

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	深	山	卓	也
裁判官	安	浪	亮	介
裁判官	岡		正	晶
裁判官	堺			徹
裁判官	宮	川	美	津子

第二小法廷

裁判官	戸	倉	三	郎
裁判官	三	浦		守
裁判官	草	野	耕	一
裁判官	岡	村	和	美
裁判官	尾	島		明

第三小法廷

裁判官	宇	賀	克	也
裁判官	林		道	晴
裁判官	長	嶺	安	政
裁判官	渡	邊	惠	理子
裁判官	今	崎	幸	彦

事務総局会議資料第2
(10月24日開催)

(令和5. 10. 24)

配布資料目録

- 1 人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則案
- 2 人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定理由について
- 3 人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文

理由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、嫡出否認の訴えに係る手続等に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係——人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）

新

目次

第一章・第二章（略）

第三章 実親子関係訴訟の特例（第三十三条——第三十五条）

第四章 養子縁組関係訴訟の特例（第三十六条——第三十七条）

附則

目次

第一章・第二章（同上）

第三章 実親子関係訴訟の特例（第三十三条）

第四章 養子縁組関係訴訟の特例（第三十四条——第三十五条）

旧

附則

（訴訟手続の受継の申立書の添付書類・法第四十一条等）

第三十三条 法第四十一条（嫡出否認の訴えの当事者等）第二項（法第四十三条（認知の無効の訴えの当事者等）第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十三条第三項又は第四十四条（認知の訴えの当事者等）第三項の規定による訴訟手続の受継の申立てをするときは、申立書には、訴訟手続を受け継ぐ者が法第四十一条第二項又は第四十二条第三項の規定により訴訟手続を受け継ぐことができる者であることを明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

は第四十四条第三項の規定により訴訟手続を受け継ぐことができる者であることを明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなけ

（訴訟手続の受継の申立書の添付書類・法第四十一条等）

第三十三条 法第四十一条（嫡出否認の訴えの当事者等）第二項又は第四十二条（認知の訴えの当事者等）第三項の規定による訴訟手続の受継の申立てをするときは、申立書には、訴訟手続を受け継ぐ者が法第四十一条第二項又は第四十二条第三項の規定により訴訟手続を受け継ぐことができる者であることを明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

ればならない。

(嫡出否認の訴えの訴状の添付書類)

第三十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）

第七百七十二条（嫡出の推定） 第三項の規定により父が定められる子について嫡出否認の訴えを提起するときは、訴状には、同法第七百七十四条（嫡出の否認）第四項に規定する前夫の氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

(通知する判決の内容等・法第四十二条)

第三十五条 法第四十二条（嫡出否認の判決の通知） の規定による通知をする判決の内容は、次に掲

げるものとする。

(新設)

(新設)

一 主文

二 子が嫡出であることが否認された父の氏名

三 子の氏名及び生年月日

2| 前項に規定する通知をする場合において、裁判

所書記官は、同項の判決が確定した日を通知する

ものとする。

第四章 養子縁組関係訴訟の特例

(進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法

第四十六条)

第三十六条 (略)

(戸籍事務管掌者に対する和解及び請求の認諾の

通知・法第四十六条)

第三十七条 (略)

第四章 養子縁組関係訴訟の特例

(進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法

第四十四条)

第三十四条 (同上)

(戸籍事務管掌者に対する和解及び請求の認諾の

通知・法第四十四条)

第三十五条 (同上)

別表（第十六条関係）

項	上欄	下欄
一〇八（略）	父を定めること を目的とする訴 え	九 前婚の配偶者又は その後婚の配偶者 が死亡した後に訴 えの提起があつた 場合におけるその 相続人（当該前婚 の配偶者又はその 後婚の配偶者の妻 で子又はその代襲 者とともに相続し え）

別表（第十六条関係）

項	上欄	下欄
一〇八（同上）	父を定めること を目的とする訴 え	九 配偶者又は前配偶 者が死亡した後に 訴えの提起があつ た場合におけるそ の相続人（当該配 偶者又は前配偶者 の妻で子又はその 代襲者とともに相 続したものと除 く。）

十一十七 (略)

たものを除く。)

十一十七 (回上)

第二条 関係——家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）

新

目次

第一編・第二編（略）

第三編 家事調停に関する手続

第一章（略）

第二章 合意に相当する審判（第一百三十四条）

第一百三十六条

第三章 調停に代わる審判（第一百三十七条・第一百三十八条）

第三章 調停に代わる審判（第一百三十六条・第一百三十七条）

第一百三十五条

第四章 不服申立て等（第一百三十九条）

第四章 不服申立て等（第一百三十八条）

第四編 履行の確保（第一百四十条・第一百四十一
条）

第四編 履行の確保（第一百三十九条・第一百四十
条）

旧

目次

第一編・第二編（同上）

第三編 家事調停に関する手続

第一章（同上）

第二章 合意に相当する審判（第一百三十四条）

第一百三十六条

第三章 調停に代わる審判（第一百三十七条・第一百三十八条）

第三章 調停に代わる審判（第一百三十六条・第一百三十七条）

第一百三十五条

第四章 不服申立て等（第一百三十九条）

第四章 不服申立て等（第一百三十八条）

(家事調停の申立て等・法第二百五十五条等)

第一百二十七条 (略)

2 民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての調停の申立てをするときは、家事調停の申立書には、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫の氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

(審判の確定の通知・法第二百七十七条)

第一百三十四条 法第二百七十七条第一項の審判 (法第二百七十四条第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合にあつては、審判に代わる裁判。以下この条、次条及び第一百三十七条において同じ)。

(家事調停の申立て等・法第二百五十五条等)

第一百二十七条 (同上)

(新設)

(審判の確定の通知・法第二百七十七条)

第一百三十四条 法第二百七十七条第一項の審判 (法第二百七十四条第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合にあつては、審判に代わる裁判。以下この条及び第一百三十六条において同じ)。

同じ。)について、法第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該審判に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。当該審判について、同項の規定による異議の申立てを却下する審判が確定したときも、同様とする。

(通知する審判の内容等・法第二百八十三条の二)

第一百三十五条 法第二百八十三条の二の規定による通知をする法第二百七十七条第一項の審判の内容は、次に掲げるものとする。

一 主文

二 子が嫡出であることが否認された父の氏名

について、法第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該審判に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。当該審判について、同項の規定による異議の申立てを却下する審判が確定したときも、同様とする。

(新設)

三 子の氏名及び生年月日

2) 前項に規定する通知をする場合において、裁判

所書記官は、同項の審判が確定した日を通知する

ものとする。

(異議の申立ての方式・法第二百七十九条)

第一百三十六条 (略)

第三章 調停に代わる審判

(審判の確定の通知・法第二百八十四条)

第一百三十七条 (略)

(異議の申立ての方式等・法第二百八十六条)

第一百三十八条 (略)

第四章 不服申立て等

(家事調停の手続においてされた裁判に対する不

第一百三十五条 (同上)

第三章 調停に代わる審判

(審判の確定の通知・法第二百八十四条)

第一百三十六条 (同上)

(異議の申立ての方式等・法第二百八十六条)

第一百三十七条 (同上)

第四章 不服申立て等

(家事調停の手続においてされた裁判に対する不

服申立て及び再審・法第二百八十八条)

第一百三十九条 (略)

第四編 履行の確保

(義務の履行状況の調査及び履行の勧告の手続に

おける嘱託等・法第二百八十九条)

第一百四十条 (略)

(義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等

・法第二百九十条)

第一百四一条 (略)

服申立て及び再審・法第二百八十八条)

第一百三十八条 (同上)

第四編 履行の確保

(義務の履行状況の調査及び履行の勧告の手続に

おける嘱託等・法第二百八十九条)

第一百三十九条 (同上)

(義務履行の命令に違反した場合の制裁の告知等

・法第二百九十条)

第一百四十条 (同上)

事務総局会議（第33回）議事録	
日時	令和5年10月31日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、横山刑事局第一課長、宇田川家庭局第一課長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官、真鍋経理局主計課長、西川家庭審議官
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度裁判所所管補正予算（第1号）について 染谷経理局長説明（資料第1） 2 刑事事件担当裁判官協議会の開催について 横山刑事局第一課長説明（資料第2） 3 家事事件担当裁判官等協議会の開催について 宇田川家庭局第一課長説明（資料第3） 4 首席家庭裁判所調査官協議会の開催について 西川家庭審議官説明（資料第4）
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2、3、4</p>
秘書課長 板津正道	

令和5年度裁判所所管補正予算（第1号）（案）について

(単位:千円)

区分		備考
当初予算額	322,216,780	
補正要求額	4,659,657	
修正追加額	6,260,890	<p>【経済対策】</p> <p>物 件 費</p> <p>（裁判手続等のデジタル化等）</p> <p>裁判所施設費</p> <p>（裁判所施設の防災・減災対策）</p> <p>5,150,334 【追加財政需要】</p> <p>人 件 費</p> <p>（給与改善等に伴う追加）</p> <p>1,110,556</p> <p>3,611,704</p> <p>1,538,630</p>
修正減少額	△1,601,233	<p>人 件 費</p> <p>（不用による既定経費の減少）</p> <p>△1,601,233</p>
1次補正後予算額	326,876,437	

令和5年度補正予算（第1号）（案）の案件

【経済対策】

51億5000万円

○ 裁判手続等のデジタル化等 36億1200万円 ○ 裁判所施設の防災・減災対策 15億3900万円

1 刑事手続のデジタル化 32億8800万円

デジタル化に係るシステムの設計・開発等

デジタル化に係るシステム開発等のための工程監理支援業務

1 エレベーターの耐震化 7 庁 6億8100万円

2 非常用設備の更新 7 庁 4億4800万円

2 情報基盤整備 1億1300万円

次期ウェブセキュリティサービスの提供業務

3 機能的劣化に関する改修 4 庁 4億1000万円

3 その他 2億1100万円

保釈中の被告人への位置測定端末装着制度導入に係る
構想策定等のための技術支援業務

※ 百万円未満四捨五入

(R 5. 10. 31 刑一印)

刑事事件担当裁判官協議会の開催について

1 主 催 次による共催

- (1) 東京、札幌各高等裁判所
- (2) 大阪、高松各高等裁判所
- (3) 名古屋、仙台各高等裁判所
- (4) 福岡、広島各高等裁判所

2 期 日 令和6年1月又は同年2月中の1日

3 場 所 等 1の(1)については、東京高等裁判所

1の(2)については、大阪高等裁判所

1の(3)については、名古屋高等裁判所

1の(4)については、福岡高等裁判所

ただし、ウェブ会議等を用いて出席者が所在する裁判所と高等裁判所を接続する方法により参加することも差し支えない。

4 協議事項 (1) 裁判員裁判の運用上の課題

- (2) 刑事事件の処理に関し考慮すべき事項

5 司 会 開催地の高等裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官）1人

6 協 議 員 (1) 裁判官

各高等裁判所本庁、各地方裁判所本庁及び裁判員裁判に関する事務を取り扱う各地方裁判所支部の刑事事件担当の裁判官（できる限り裁判長とする。）各1人

(2) 書記官 (4(2)について)

各高等裁判所及び各地方裁判所（いずれも本庁又は支部）の書記官 各1名

なお、これらの協議員のほか、各高等裁判所管内の実情に応じて協議員を追加して選定して差し支えない。

(令和5.10.31家二印)

家事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 次のとおり共催
 - (1) 東京、高松各高等裁判所
 - (2) 大阪、仙台各高等裁判所
 - (3) 名古屋、広島各高等裁判所
 - (4) 福岡、札幌各高等裁判所
- 2 期日 令和6年1月又は2月中の1日
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、各高等裁判所、各高等裁判所管内の家庭裁判所及び最高裁判所を接続して開催
- 4 協議事項 (1) 後見関係事件の運用上の諸問題及び第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組上の課題
(2) デジタル化後を見据えた家事事件手続等の審理運営の在り方に関する諸課題
- 5 協議員 各高等裁判所管内の家庭裁判所において家事事件を担当する裁判官、家庭裁判所調査官及び裁判所書記官

(令和5. 10. 31家三印)

首席家庭裁判所調査官協議会の開催について

- 1 主催 次のとおり共催
 - (1) 東京、札幌各高等裁判所
 - (2) 大阪、広島各高等裁判所
 - (3) 名古屋、仙台各高等裁判所
 - (4) 福岡、高松各高等裁判所
- 2 期日 令和6年1月又は2月中の1日
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、各高等裁判所、各高等裁判所管内の家庭裁判所及び最高裁判所を接続して開催
- 4 協議事項 首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に
関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 合計50人